

平成24年(ワ)第49号、第133号、第319号、第488号

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

請求の趣旨変更の申立書

2012年11月30日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井

優



弁護士 池 永

満



弁護士 河 西 龍 太 郎

龍



弁護士 東 島 浩

幸



弁護士 椛 島 敏

雅



弁護士 長 戸 和

光



外

原告らは、請求の趣旨第3項（慰謝料請求部分）について、下記のとおり変更をするので、その申立をする。

記

第1 変更後の請求の趣旨（第3項）について

1 平成24年（ワ）第49号，第133号について

被告らは、連帯して、原告らに対し平成23年3月11日から別紙原子力発電施設目録記載の各原子力発電施設を廃止するまで1か月あたり各金1万円を支払え。

2 平成24年（ワ）第319号，第488号について

被告らは、連帯して、原告らに対し本訴状送達の日翌日から別紙原子力発電施設目録記載の各原子力発電施設を廃止するまで1か月あたり各金1万円を支払え。

第2 変更の理由

1 原告らは、これまで、別紙原子力発電施設目録記載の各原子力発電施設について、操業停止するまでの慰謝料を求めてきた。

これは、差止請求において、操業停止を求めていることと統一するためであった。

2 しかしながら、操業についての意味は準備書面2においてすでに明らかにしたところであるが、例えば現在のように原子炉が稼働していない状況も慰謝料の対象になるかということが不明確になってしまっていた。

3 また、原子炉については、操業をしていなくとも、原子炉に核燃料を装填していれば、事故等が発生した場合の危険性に変わりはないし、また、原告ら準備書面6にあるように、使用済核燃料が各原子炉に保管されているだけ、ひいては原子炉が存在することだけでも、原告らの人格権を侵害

していることになる。実際、福島第一原子力発電所事故においても、当時運転しておらず定期点検中であつた4号機についても、原子炉建屋が爆発し、さらに使用済核燃料プール中の水が蒸発してしまう危険性が存した（たまたま他の装置から大量の水が流れ込んだことで、蒸発による水の喪失は避けられた）ことが明らかになっており（甲B第1号証168、169頁）、使用済核燃料の冷却ができない状況に陥った場合には、当然外部への大量の放射能放出事象が発生したであろうことは火を見るよりも明らかである。

- 4 差止に関して言えば、原子力発電施設（原子炉）の廃止、すなわち「廃炉」を求めることはむしろ被告らに一定の行為を求めることになるため、請求になじまないと思われることから、従来の請求の趣旨を維持することとするが、慰謝料請求については、慰謝料の対象を明確にすること、及び原子炉の存在自体が原告らの人格権を侵害していることから、原子炉が使用されなくなることが確定するまで、すなわち廃炉（原子炉の廃止）までの慰謝料を求めることを明確にするため、本変更をするものである。

以上